

日本の航空安全保障を担保するために

— 新たな脅威への対応に向けた提言 —

小黒 正隆

30大綱では、いわゆるグレーゾーンの事態について、長期にわたり継続する傾向にあるとともに、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいることが指摘された。また、我が国周辺において、各国が軍事力を強化し、海空域での軍事活動を活発化させているとの認識が示された。

本稿は、2018年10月に米ブルッキングス研究所(The Brookings Institution) ウェブサイトで掲載された論文”ENSUREING JAPAN’S FUTURE AIR SECURITY: RECOMMENDATIONS FOR ENHANCING THE JASDF’S READINESS TO CONFRONT EMERGING THREATS”¹を筆者本人が翻訳し、加筆修正したものであり、特に戦闘機によって平時及びグレーゾーンの事態に実施される対領空侵犯措置に焦点を当て、如何にエスカレーション・ラダーをマネジメントしながら脅威に対抗していくかについて、我が国がとるべき方策を論じており、航空領域における我が国の課題と解決策の一案を知る上で有用であることから、本人の許可を得て掲載するものである。

(海上自衛隊幹部学校戦略研究会編集委員会)

はじめに

本稿の目的は、日本周辺空域における安全保障環境を紹介するとともに、新たな脅威に対する安全保障上の備えについて分析することである²。

本稿は特に戦闘機によって平時及びグレーゾーン事態に実施される対領空侵犯措置(又は「Air Policing(上空における警察活動)」)としても知ら

¹ https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2018/09/FP_20180925_JASDF_readiness.pdf.

² 表題にある「航空安全保障」について本稿では、エア・パワーの平時及びグレーゾーン事態における活用に焦点を絞った上で、「日本周辺空域での他国による如何なる違法な干渉からも我が国の主権と独立を守るための我が国としての努力(特に軍事に係る手段について)」と定義するものとする。

れている)について焦点を当てている。昨年12月に発簡された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」(以下、「30大綱」という。)では、防衛力が果たすべき役割の一つとして、平時からグレーゾーンの事態への対応を掲げている³。有事における対処力の向上は防衛力整備上の第一義であるものの、あらゆる段階における活動をシームレスに実施するためにも、新大綱発簡のタイミングで対領空侵犯措置(以下、「対領侵」という。)の体制全般について再考することは、意義があると考える。

昨今、航空自衛隊(以下「空自」という。)によるスクランブル発進(対領侵任務などのための戦闘機の緊急発進)の回数は急増している。これは主に、領域及び主権に係る現状を変更することで、地域内における影響力の拡大を図る中国の強制的な主張に起因している。これまで中国は海洋において、所謂「サラミ戦術」を用いて徐々に太平洋に向けた活動領域を拡大し現状変更を試みてきたが、それが上空でも生起しているのである。中国は2013年に東シナ海における防空識別圏設定を一方的に宣言した以降、航空活動の質と量を変化させ空においても海と同様の活動領域拡大を**追求**している。このような中国の平時における拡張戦略は、周辺各国が冷戦時代に経験した伝統的な脅威とは質が異なる。更に人民解放軍(People's Liberation Army: PLA)は、拡大する軍事力を後ろ盾に非従来型のプラットフォームの使用も推進しており、その代表例が無人航空機(Unmanned Aerial Vehicle: UAV)である。30大綱では、現在の安全保障環境の特徴として、「軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いている。」⁴と指摘しており、その対応策の構築は急務である。

日本が対領侵を実施する上では、国内法令上、各種の行動に関する制約が存在し、これまで問題提起も為されている。しかしながら、新たなプラットフォームを用いた中国のサラミ戦術に効果的に対抗するためには、このような日本特有の法的問題を解決できたとしても十分ではない。重要なのは、平時及びグレーゾーン事態において、中国の新たな「強圧的な主張」に我々が如何に対応するかなのである。本稿では、空自が実施する対領侵という平時からグレーゾーンでの対処において、戦術のレベルにまで踏み込んだ提言を実施している。その主な理由は上記の法的制約の中で中国のサラミスライスに適切に対抗するためには戦術に言及する必要があるため

³ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」2018年12月18日、10頁。

⁴ 「30大綱」、3頁。

である。

日本の置かれた地政学的特殊性を鑑みた上で重要なのは、対領侵の国別の対応要領として中国とロシアを切り分けて考えていく必要がある点である。すなわち、ロシア機と中国機の日本周辺における飛行に対し、背景にある両国の政治的動機の違いから、対領侵において対中国と対ロシアでそれぞれ別個の対応要領を検討すべきである。ロシアの極東地域に向けた航空活動の規模及び企図については、今後も大きな変化は予想されず、日本は引き続きロシア機に対しては「伝統的な」対領侵対処を継続すると予想される。そして、脅威の質に対応した「戦略的沈黙」の実施を**追求**することで対ロシア機スクランブル回数削減の可能性も存在する(後述)。

他方、中国に対する対応要領は異なるべきである。中国の航空活動の主目的は、平時及びグレーゾーンにおける領域及び主権に係る現状変更のための既成事実作りである。ここで重要なのは「戦わずして勝つ」ことを上策とする中国は、他国と軍事衝突しない程度に巧妙に軍による拡張作戦を展開しており、それに対抗しなければならない点である。2012年9月に日本政府が尖閣諸島を国有化して以降、東シナ海及び同空域は騒がしい。日本の海上保安庁(以下「海保」という。)の巡視船は、中国による全ての領海侵入を監視、追跡しており、空自は領空侵入への備えとして実施するスクランブル任務により島々の上空空域を含む領空の主権を守っている。また、海上自衛隊(以下「海自」という。)は、艦艇・航空機を運用し、平素から情報収集及び警戒監視活動を行っている。ここで重要なことは、東シナ海における日本の主権はかろうじて守られており、中国の侵攻を食い止めていることである。さらに特筆すべき点として、対応の矢面に立つ海保、海自及び空自ともに国内の各種行動に関する法的な制約の中にあっても中国の現状変更への試みに対抗し、成果を上げてきたことが挙げられる。この点は、今後の対中対処を評価する上で、強調すべきであると考えられる。

本稿では上記を踏まえ今後の脅威環境に対応するため、対領侵における新たな要領の必要性を主張していく。そのためにまず、日本周辺空域における安全保障環境の特徴と対領侵における日本の課題とジレンマについて考察していく。第二に中国、ロシアのリーダーシップの言動及び戦略を検証することで、特に空域における今後の動向を分析する。最後に本稿では、周辺空域における周辺国の航空活動の拡大に対して、如何にエスカレーション・ラダーをマネジメントしながら対抗し、将来の安全保障上の信頼性を強化するかについて、日本が考慮すべき事項について指摘する。

1 日本の航空安全保障環境

(1) 日本周辺の航空安全保障環境の特徴

日本は地政学的に世界で最も挑戦的な地域の一つに位置していると言える。日本は四方を海に囲まれ、潜在的な3つの競争相手国に対峙している。米国国防総省が2018年1月に公表した国家防衛戦略（National Defense Strategy: NDS）の概要では、中国とロシアを長期的な戦略的競争相手と定め、北朝鮮とイランをならず者政権と定義している。残念ながら、日本はその地理上の理由からこの4国のうち3国に対抗する必要がある。

中国の視点から日本周辺の地図を見ると、日本列島は中国の太平洋侵出を防ぐための「ふた」として位置している。長大な列島線は、中国の海岸線のすぐそばまで存在し、日本からフィリピンまで続いている。中国にとっての地理的な現実、太平洋の公海への最短ルートでは日本の島々で形成される「ふた」の隙間を通過する必要があるということである。島の半径12海里（NM）の上空には領空が存在し、航空機にとっても状況は同様である。多くの中国人戦略家にとって、日本は中国が大海原へ入域するのを妨害する島のバリアであり、中国の合法的な海洋に対する野望を制限していると映るのである⁵。

東西冷戦下では、その地政学的位置関係から日本は米国による封じ込め政策のもと、ソ連の膨張政策に対する極東地域における防波堤の役割を担った⁶。しかしながら昨今、中国の強圧的な台頭により、南西島嶼部に対する侵略への備えの重要性が増したことから、日本の戦略的な焦点は北から南西へとシフトしている。

(2) 空自の方針

創設以来、空自の任務の中核は対領侵であった。そして、領空侵入への備えとして実施するスクランブル任務回数の変化は、各時代の脅威環境と密接に関連している。冷戦期に旧ソ連軍の航空活動が活発であった極東地域において空自が行った対領侵は、極東における東西勢力の通常戦力上の

⁵ Toshi Yoshihara, “Troubled Waters: China and Japan Face Off at Sea,” *World Affairs*, January 1, 2014, p. 25, <https://www.worldaffairsjournal.org/article/troubled-waters-china-and-japan-face-sea>.

⁶ Yoshikazu Watanabe, Masanori Yoshida, and Masayuki Hironaka, “The U.S.-Japan Alliance and Roles of the Japan Self-Defense Forces: Past, Present, and Future.” (Washington, DC: Sasakawa Peace Foundation USA, 2016), p. 4, <https://spfusa.org/wp-content/uploads/2017/01/US-Japan-Alliance-JSDF.pdf>.

均衡を維持する具体的な行動であり、旧ソ連軍の航空活動を最前線で抑止する重要な役割を果たした⁷。旧ソ連崩壊後、スクランブル回数は一時激減したが、プーチン体制の下でロシアの航空活動は再び息を吹き返すとともに徐々に活発化してきている。また、中国は経済発展と軍事力の急速な増強の下で、その政治的野心と呼応する形で航空活動を活発化させている。

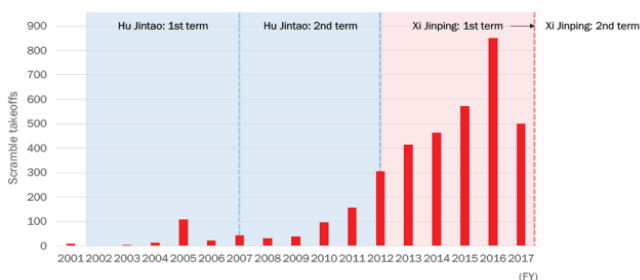
対領侵は、法的には外国の航空機が不法に我が国領空に侵入した場合に必要な措置を定めたものだが、日本領空における主権を守るため、外国の航空機による政治的又は軍事的動機に基づく不法侵入を未然に防ぐことも目的の一つとしており、対領侵の準備行動として実施される。そのために日本は領空より遠方に防空識別圏を設定し、日本領空に接近する航空機に戦闘機を指向させている。2013年11月に中国が尖閣諸島を含む日中の間に新たな「東シナ海防空識別圏」設定を宣言したため、一部が日本の防空識別圏と重複することとなった。

国際法の下で国は領土領空に対し、完全かつ排他的な主権を有する。領空への侵入に対するスクランブル発進は、社会秩序維持のための警察権を行使する行為として実施されている。陸上や海上で行われる措置とは異なり、上空では自衛隊だけがこの措置を講じることができる。したがって、空自が自衛隊法第84条に基づき、この措置を主に担当している⁸。

(3) スクランブル回数と中露の指導者との相関関係

表1は、スクランブル回数と各時代の中国指導者の関係を示している。

表1. 对中国のスクランブル回数



出所：「平成29年度緊急発進実施状況」、「平成25年度緊急発進実施状況」及び「平成20年度緊急発進実施状況」（各英語版）をもとに筆者作成。

⁷ Ibid.

⁸ 防衛省『平成29年度版 日本の防衛』2017年、339頁。

2002年から2012年にかけて中国の指導者であった胡錦濤(Hu Jintao) 国家主席時代には、スクランブル回数はやや増加した。しかし、習近平(Xi Jinping) 政権の下では、その数は急速かつ着実に増加している。就任当初は習主席による軍の掌握が完全なものではなかったことも指摘されており、第1期目におけるスクランブル回数の増加と習の政治的動機との関連は断言できない。また、2012年の日本による尖閣国有化が引き金となり、中国国内の対日強硬派(PLAの一部も含まれる)は「対日開戦は不可避である」と主張していた⁹。このような主張は、日本との軍事衝突を避けたい習を含めた指導部の意向とは相反するものであった¹⁰。それ故、中国の航空侵攻の増加は政治的な動機による傾向が強いものの、国内の政治権力闘争の結果として、習政権発足当初の指導部の企図によらず活発化した可能性も否定できない。例えば、胡錦濤政権時の2005年、日本政府が中国との係争海域において石油・ガス掘削権を日本企業に与えた後、中国機の活動が13件から100件以上に増加したが、これは恐らく対日強硬派の圧力に起因するものである¹¹。

このように傾向分析は難しいものの、今後は確固たる権力基盤を確立し、制度改革により軍部の掌握を進める習政権の政治的動機が、PLAの航空活動に反映されやすくなる可能性が高い。

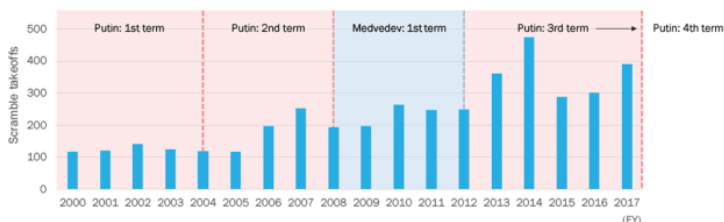
表2は、スクランブル回数とモスクワの指導者との関係を示している。中国と比較して全体の傾向は安定している。しかし、プーチン(Vladimir Putin) 大統領の1任期目、2任期目とは対照的に、ロシアの航空活動は第3期目に明らかに増加した。就任初期におけるプーチン大統領の最優先事項は、国内の再建であった。したがってロシアが経済成長と国内安定に伴い航空活動を増やしてきていることが理解できる。そして今のところ、ロシアの航空活動を縮小するきっかけとなるようなプーチン大統領の権限に対する負の政治的要因は見当たらない。ただし、国内の天然ガス産業の低調ぶりを始めとして、経済成長への希望がほとんどなく、航空活動の急激な拡大、活発化を支える経済的背景は存在しないことも事実である。

⁹ 小原凡司『中国の軍事戦略』東洋経済新報社、2014年、71頁。

¹⁰ 同上。

¹¹ James L. Schoff, “Uncommon Alliance for the Common Good: The United States and Japan After the Cold War,” (Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2017), p. 125, https://carnegieendowment.org/files/CEIP_Uncommon_Alliance_final_full.pdf.

表 2. 対ロシアのスクランブル回数



出所：「平成 29 年度緊急発進実施状況」、「平成 25 年度緊急発進実施状況」及び「平成 20 年度緊急発進実施状況」（各英語版）をもとに筆者作成。

2 空自が実施する対領侵の挑戦（課題）とジレンマ

(1) 平時における対領侵の意義

平時において安全な環境を維持するための軍隊組織の重要な役割は、即応性と精強性を示すことで、潜在的敵対国の行動を抑止することである。平和と秩序は自律的なものではなく、ある主体によって維持、管理されなければならない。それ故、スクランブルの態勢状況を示すことは、国が領空の主権を守る強い意志を示す機会の一つであり、侵略防止の為に実効的かつ重要である。洋上とは状況が異なり、上空には無害通航権が存在しない。これは主に航空機の速度と領土への攻撃能力のためである。したがって、各国は彼我不明機に対抗するため戦闘機を使用して、領土から 12NM の領空空間を防護するのである¹²。

(2) エスカレーション・ラダーのマネジメント努力

対領侵の準備行動として彼我不明機が日本の領空に侵入することを防ぐ際に、空自は不必要な摩擦を避けエスカレーション・ラダーをマネジメントする努力を継続している。空中では、国同士の緊張が簡単に引き上げられる可能性がある。日本を含む民主主義国家の空軍組織では、スクランブル任務の際の厳格な規律と交戦規定を保持している。操縦者及び要撃管制官は、状況に応じた手順に慎重に従っている。一方、中国の航空機の違法

¹² この 12NM が近年、進化を続ける長射程の空対地ミサイルや爆弾から領土を保護するのに十分な距離であるかどうかは議論の余地がある。しかし、この問題は、本稿の焦点の範囲外であり、ここで留めることとする。

行為によって引き起こされた事案が過去にいくつかある。例えば、2001年4月に、PLA海軍のF-8戦闘機が突然、米国海軍のEP-3偵察機に急接近して衝突し、それによりF-8は海上に墜落した。EP-3は、海南島のPLA飛行場に緊急着陸し、中国は24人の乗組員を11日間拘留した¹³。この事案は空中での事故が如何に容易に外交問題に発展するかを証明した。発足して間もないブッシュ(George W. Bush)政権は、政権として最初の大規模な外交上の危機に直面したのである¹⁴。近年では事故には至っていないものの、東シナ海において通常の警戒監視活動を行う空自機、海自機に対して、PLA空軍の戦闘機が異常に接近する事案が生起している¹⁵。PLA空軍の戦闘機はまた、東シナ海上空において米軍機に対しても高速で接近する危険飛行や進路妨害を起こしている¹⁶。

(3) ジレンマ

ア 空自リソースの疲弊及び訓練機会に与える負の影響

2016年度、空自はスクランブル任務を1,168回実施した¹⁷。この数はスクランブル任務を開始した1958年以降最大であり、空自はその年度に2,336機の戦闘機を離陸させたことになる。このような状況が、戦闘機パイロットの戦闘技術を維持向上させるための訓練機会に影響を与えることは明らかである。スクランブル任務は非常に重要であるが、任務自体はパイロットが最先端の兵器システムや戦闘時に用いる高機動を実施するものではなく、練成訓練上の所要を満たすものではない。

イ 法令上の制約

前述のとおり、国は領空において完全なる主権を有しており、無害通航は認められていない。そのため、外国軍用機によりその領空が侵犯された場合、その軍用機を追い出したり、強制着陸させたり、若しくはそれらに従わない場合は撃墜することすらも国際慣行上は認められている¹⁸。しか

¹³ Shirley A. Kan et al., “China-U.S. Aircraft Collision Incident of April 2001: Assessments and Policy Implications,” (Washington, DC: Congressional Research Service, October 10, 2017), pp. 1-11, <https://fas.org/sgp/crs/row/RL30946.pdf>.

¹⁴ Ibid.

¹⁵ 『平成29年度版 日本の防衛』2017年、122頁。

¹⁶ 同上。2016年6月及び2017年5月の事案。

¹⁷ 同上、341頁。

¹⁸ 例えば2014年3月、トルコ軍のF-16がシリア空軍のMig-23を撃墜している。トルコは撃墜した戦闘機に対し、国境10マイル付近から少なくとも4回にわたり引き返すよう警告したと主張している。また、トルコ軍のF-16は、2015年11月にロシアのSu-24も撃墜している。トルコ側の主張によると、ロシア機はト

しながら法的制約により日本がこの一番厳しい選択肢を実行することは、極めて難しい。日本では対領侵は平時の任務として自衛隊に任務付与されているため、武器の使用については警察行為としてのみに限られる¹⁹。警察行為では、自己または自己の保護下に入ったものを守るための最低限の武器の使用はできるが、主権を守るための武力の行使とは別問題とされている²⁰。現実的には、外国軍機が領空侵犯した場合や他の敵対行為を示した場合でも、空自が同機を撃墜するには他国の軍隊には無いハードルが存在する。

ウ 非対称な競争

今後、中国が UAV や軽飛行機の飛行を増やしたり、艦艇からの航空機の離陸回数を増やしたりするなど、非従来型の航空活動に形態を変えてきた場合、中国はいわゆる非対称な競争において、日本に対する優位性を持つ可能性がある。日本は、費用対効果の高い軽飛行機や UAV に対して高価な戦闘機を使用して対処することで、予算を費やさなければならない可能性があるのである²¹。

エ 戦闘機の機種更新に伴う別の痛みの発生可能性

防衛装備品の運用経費は高額であり、将来の競争に勝利する鍵の一つは費用対効果である。日本は退役間近の F-4 を F-35 に機種更新しており、前述のとおり F-35 は 1 回の飛行あたりの費用が高額となる。さらに、中国とロシアは自らの能力向上に役立てるため、新型戦闘機の信号情報を収集しようと試みる可能性が高い。F-35 の持つデータ収集、分析及び分配能力は戦闘域における全ての戦闘力を強力に統合向上させるため、競争相手は同機の信号情報収集に大いなる興味を持っている。このような状況を踏まえ、F-35 のスクランブル任務への使用は熟慮する必要がある。

ルコ領空に侵入する 5 分前から 10 回にわたり進路を変えるよう警告を受けたにもかかわらず領空侵犯したためトルコ領空内で撃墜された。

¹⁹ Watanabe, Yoshida, and Hironaka, “The U.S.-Japan Alliance,” p. 26.

²⁰ Ibid.

²¹ 一例として、2016 年の米国における F-35A 及び F-15C の 1 時間当たりの運用コストはそれぞれ 28,455 ドル及び 23,124 ドルであり、それに対してリーパークラスの UAV は、1 時間当たりの運用コストがわずかに約 850 ドルとなっている。運用コストの算出方法（定義）は様々であるが、ここでは国防総省の会計監査室の資料を参考にしている。“Fiscal Year (FY) 2016 Department of Defense (DoD) Fixed Wing and Helicopter Reimbursement Rates,” (Washington DC: Office of the Under Secretary of Defense, October 2, 2015), https://comptroller.defense.gov/Portals/45/documents/rates/fy2016/2016_f_h.pdf.

(4) 米国の専門家の提案

2002年の海軍退役に先立ち、米太平洋軍（現米インド太平洋軍）の司令官を務めたブレア（Dennis Blair）提督は、日本が「戦略的沈黙（Strategic Silence）」を追求すべきであると提案している²²。筆者とのインタビューの中で彼は、日本が戦略的な方法で自国の空域近傍を飛行する航空機のいくつかを無視するための忍耐力が必要であることを主張した。これは例えば、空自が対象機を偵察機と認識した場合、選択肢の一つとしてその偵察機を無視する可能性がある事を意味する。これは一見、日本の安全を脅かす可能性があるようにも見えるが、実際に米国はロシアに対する国土安全保障においてこの試みを適用している²³。ブレア提督の提案は、特にロシア機への対抗手段として日本に高い有効性を与える可能性がある。しかしながら、空自が中国の航空機に対応する際には、同様の戦略は有効でない可能性が高い。尖閣諸島又は東シナ海への中国の飛行の主な目的は、既成事実を作りあげることである。空自が中国の航空活動を無視すれば、中国のプロパガンダを助長する潜在的可能性がある。

カーネギー国際平和財団のアジア・プログラム上級研究員であるショッフ（James Schoff）氏は、対領侵任務のためのより前方（尖閣に近い）に位置する飛行場の使用について提案している²⁴。筆者とのインタビューにおいて、彼は那覇基地と尖閣諸島との距離を指摘した。また、前方飛行場への戦闘機の展開は、日本の主権を守る意思を示すという中国に対する強いメッセージになることを強調した。ただし、同地域において戦闘機の使用に適した飛行場は下地島の民間飛行場のみであり、兵装した自衛隊機による民間飛行場の使用可否といった法的又は政治的問題が発生する。

3 中国とロシアの意図

(1) 中国の意図

2017年10月18日、第19回中国共産党大会の演説において、習近平国家主席は中国の未来ビジョンについて語った。そこで彼は2035年までにPLAの近代化を完了し、今世紀中葉までにPLAを世界一流の軍隊に変え

²² 元米太平洋軍（現米インド太平洋軍）司令官ブレア（Dennis Blair）提督、筆者によるインタビュー、於ワシントンD.C.、2017年12月12日。

²³ 米国州空軍将校、筆者によるインタビュー、於ペンタゴン（アーリントン）、2018年1月4日。

²⁴ ショッフ氏、筆者によるインタビュー、於ワシントンD.C.、2018年2月6日。

ると宣言している。彼はまた、2049年までに中国が政治的、経済的に世界の中心的存在になるという企図を示している。2013年3月の国家主席就任当初の演説において、習近平はこれまでの中国のリーダーが絶対に使わなかった「強い中国になる夢」というフレーズを使用した²⁵。習近平より前の中国指導者たちは、特に公衆に対する自身の言葉使いに極めて慎重であった。しかし、習は「中国の夢」を繰り返しスピーチで使用してきた。習は、2049年を毛沢東の就任及び中国共産党の成立から100年後の「夢」の達成時と捉えている²⁶。

鄧小平(Deng Xiaoping)以来、中国の指導者達はPLA空軍に能力の強化、航空機の近代化及び国外での遠征任務実施を要求するようになった²⁷。また、習は2014年以降、PLA空軍に対し「PLAによる中国の海洋権益防護と、そのための洋上での能力強化をサポートせよ。」と指示している²⁸。それに伴いPLA空軍は、海洋における長距離戦力投射能力の強化を図っている²⁹。中国共産党が戦略を取り仕切る中国では、その国家軍事戦略なるものが政治的であり、軍事的でもある³⁰。中国の戦略体系は、「国家戦略」、「安全保障戦略」、「国防政策」、「軍事戦略」から成り、「国家戦略」の根幹思想は前述の「中国の夢」である³¹。中国が発行した「戦略学2013」(今後の中国軍が取るべき戦略的アプローチについて詳細に記した文書)では、PLA空軍の中核的な任務遂行のためには、海外への戦力移送が必要である

²⁵ Michael Pillsbury, *The Hundred-Year Marathon: China's Secret Strategy to Replace America as the Global Superpower* (New York: Henry Holt, 2016), p. 27.

²⁶ Ibid.

²⁷ Cristina L. Garafola, "The Evolution of the PLA Air Force's Mission, Roles and Requirements," in *China's Evolving Military Strategy*, ed. Joe McReynolds (Washington, DC: The Jamestown Foundation, 2016), p. 75.

²⁸ Mark Cozad and Nathan Beauchamp-Mustafaga, "People's Liberation Army Air Force Operations over Water: Maintaining Relevance in China's Changing Security Environment," (Santa Monica, CA: RAND Corporation, 2017), p. 7. https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR2000/RR2057/RAND_RR2057.pdf.

²⁹ Ibid.

³⁰ Timothy R. Heath, "An overview of China's national military strategy," in *China's Evolving Military Strategy*, ed. Joe McReynolds (Washington, DC: The Jamestown Foundation, 2016), pp. 1-6.

³¹ Ibid., pp. 11-15.

ことが論じられている³²。PLA 空軍による航空活動は、「中国の夢」という根幹思想を達成するために、今後さらに重要な役割を担うことが予想される。

中国は漁船から近代化された海上行動部隊までを用いて、徐々に活動範囲を拡大しながら海洋侵出を図っている。そして中国はこのサラミ戦術を上空においても適用しようとしている。第 32 代海上幕僚長で現在、米海軍大学教授兼米海軍作戦部長特別招聘研究員を務める武居智久元海将は、中国が戦略を実施するに当たって、時間を長くも短くも柔軟に使用できることを指摘している³³。例として、南シナ海における中国の手法は、関係国の警戒心を刺激しないように時間をかけて瀬踏みし、アメリカやロシアが域外から撤退したことによって生じた力の空白に乗じるように現状変更に着手し、圧倒的な物量を投入して短時間で後戻りのできない状況を作り出し、あとは関係国が譲歩するまでゆっくりと時間をかけて待つのである³⁴。このような戦略上の柔軟な時間の使用は、上空においても適用される可能性がある。現状変更側（中国）が、当初は空域において短い空時間で巧妙にサラミスライスを繰り返し、現状維持側（相手国）が何のリアクションも起こさなければ、それは現状変更を暗示的に受け入れたことになり、次に予想されるのは在空時間の延長と規模の拡大となる。以上を踏まえ、中国機の活動形態が進化していることに注目しなければならない。

統合幕僚監部の発表によると、2016 年度は、中国の戦闘機による沖縄本島と宮古島間の長距離飛行による通過を初めて確認するなど、26 件の太平洋侵出事例があった³⁵。2017 年、中国の H-6 爆撃機が宮古海峡通過後、太平洋上空を北東に飛行し紀伊半島沿岸まで到達したことが初めて確認された³⁶。また、2017 年度、中国による特異な飛行として 43 件の事例が公表

³² Cristina L. Garafola and Timothy R. Heath, “The Chinese Air Force's First Steps Toward Becoming an Expeditionary Air Force,” (Santa Monica, CA: RAND Corporation, 2017), pp. 1-4, https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR2000/RR2056/RAND_RR2056.pdf.

³³ 武居智久「海上防衛戦略の新たな時間と空間」『海幹校戦略研究』特別号（通巻第 12 号）、2016 年 11 月、7 頁。

<http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review/6-1-s/6-1-s01.pdf>.

³⁴ 同上。

³⁵ 防衛省統合幕僚監部報道発表資料「平成 28 年度の緊急発進実施状況について」2017 年 4 月 13 日（以下、同様の発表資料については、「平成〇〇年度緊急発進実施状況」と表記する。）。

https://www.mod.go.jp/js/Press/press2017/press_pdf/p20170413_01.pdf.

³⁶ 「平成 29 年度緊急発進実施状況」2018 年 4 月 13 日、

https://www.mod.go.jp/js/Press/press2018/press_pdf/p20180413_05.pdf.

され、このうち沖縄本島と宮古島間の通過事例は 36 件と過去最高を記録した。2018年4月には、与那国島南方の太平洋上において、クズネツォフ級空母「遼寧」から複数の艦載戦闘機（推定）が飛行したことを確認している。要約すると、中国は太平洋に向けた航空活動の量と形態を変化させ続けている。東シナ海及び南シナ海における PLA 海軍、中国海警、中国民兵等による海上での現状変更の試みはこれまでも指摘されているが、実際は PLA 空軍による上空におけるサラミ戦術も着実に実行段階に移ろうとしている点に留意する必要がある。

(2) ロシアの意図

ロシアは西側国境への鋭い野心と懸案を保ちつつ、同時に東側に向けた航空活動も維持している。日本は毎年、ロシア機に対するスクランブルのために相当な数の戦闘機を離陸させている。ロシアの国境東側での航空活動が活発な理由の一つとして、米国に対する干渉が挙げられる。ロシアは常に、太平洋、若しくはオホーツク海を見通して米国を注意深く監視している。ロシアの東域における最優先課題は、日本周辺の航空安全保障を妨害することで、米国と日本の同盟に亀裂を入れる事であると考えられる。ロシアは、米国の展開する日本を含む世界規模のミサイル防衛システムが米露間の核抑止に基づく戦略的安定を損なうことになると主張している。このような理由から、ロシアは今後も同規模程度の航空活動を継続し、日米の友好に傷をつけることで日本周辺域における米国の影響力を弱めようとするであろう。この戦略的意図が達成されるまで、将来的にロシアによる日本周辺での航空活動が無くなることはないと思われる。しかしながら、ロシアには中国のように日本との国境付近において島々の現状変更を試みするような強い欲求はないものと推測される。勿論、北方領土問題は存在し、北方領土はロシアが違法に実効支配を継続している。

前述のとおり、プーチン政権の 1 期目から現在までは、国内の政治的、経済的安定に伴いスクランブル回数に緩やかな上昇を確認してきた。しかしながら、ロシアの航空活動の戦略的意図と活動を支える国内産業の低調ぶりの 2 点から、今後、航空活動の急激な拡大、活発化を支える状況は生じにくいと考えられる。

(3) 洋上における UAV の出現

UAV は、日本、アメリカといった現状維持側の持つ従来型の防衛力に対して非対称な優位性を中国、ロシアに提供する可能性のあるプラットフォーム

ームである。中国及びロシアは近い将来、東シナ海、日本海、そして太平洋に向けた UAV 飛行を増加させる可能性が高い。とりわけ中国の UAV 運用は、日本の安全と主権を脅かす可能性がある。2013年9月、空自は尖閣諸島周辺を飛行する国籍不明の無人機と推定されるものに対し、初めてスクランブルを実施した³⁷。本 UAV は、中国が運用する BZK-005 であるとの海外報道が複数回為されている。また、2017年5月には、尖閣諸島付近の日本領海に侵入した中国公船から、小型無人機らしき物体が日本領空を飛行し領空侵犯している³⁸。2018年4月にも、東シナ海を飛行する無人機 BZK-005（推定）に対し、空自は戦闘機を緊急発進させ対応した³⁹。

中国は、これまで ISR (Intelligence, Surveillance and Reconnaissance) と戦闘関連任務を支援する UAV の技術に大きく投資してきている⁴⁰。PLA の運用する新型の UAV である CH-5 は米国の MQ-9 に似通っており、相当量の武器を搭載した上で最大 30 時間飛行可能と言われている⁴¹。加えて、中国は CH-3、CH-4 といったプロペラ駆動の UAV を運用し、これらの無人機を複数の国に輸出している⁴²。また、中国のドローン企業は商用ドローン市場の世界シェアの大部分を占めている⁴³。これらの企業の技術は恐らく、PLA の UAV に適用されることになる。さらに、中国は既に PLA 内に様々な種類の UAV を運用し、様々な下位組織を持つ複数の UAV 運用旅団を編成している⁴⁴。

³⁷ 「平成 25 年度緊急発進実施状況」2014 年 4 月 9 日、
https://www.mod.go.jp/js/Press/press2014/press_pdf/p20140409.pdf.

³⁸ 「平成 29 年度緊急発進実施状況」

³⁹ 防衛省「推定中国機の東シナ海における飛行について（お知らせ）」2018 年 4 月 18 日、

http://www.mod.go.jp/js/Press/press2018/press_pdf/p20180418_01.pdf.

⁴⁰ Brendan S. Mulvaney and Kenneth W. Allen, *PLA Aerospace Power: A Primer on Trends in China's Military Air, Space, and Missile Forces*, (Maxwell AFB, AL: China Aerospace Studies Institute, October 24, 2017), p. 22.

⁴¹ Ibid.

⁴² Ben Brimelow, “Chinese drones may soon swarm the market — and that could be very bad for the US,” *Business Insider*, November 16, 2017, <http://www.businessinsider.com/chinese-drones-swarm-market-2017-11>.

⁴³ ドローン調査会社の「Droneii」の調査によると世界で最も人気のあるドローン企業トップ 10 に中国企業 6 社がランクインするとともに、中国企業の「DJI」は世界ドローン市場の約 65%を占めている。“Top20 Drone Company Ranking Q3 2016,” *Droneii*, October 2, 2016, <https://www.droneii.com/top20-drone-company-ranking-q3-2016>. を参照。

⁴⁴ 中国航空研究所 (China Aerospace Studies Institute) 上級研究員アレン (Kenneth W. Allen) 博士、筆者によるインタビュー、於ワシントン D.C.、2017 年 12 月 15 日。“Armed Forces Overviews,” *Scramble*, 2018,

中国の UAV 将来プロジェクトは、日本にとって大きな脅威となるであろう。PLA は、敵の防空網への侵入を容易にするため、ステルス特性を備えた新しいモデルの開発を進めている⁴⁵。さらに中国は、大型航空機からの射出を可能にする折り畳み翼を備えた SW-6「有害動物 (marsupial)」を公表した⁴⁶。これは、中国の無人機群戦闘 (swarm warfare) の候補となる可能性がある。2017年2月に開催された広州エアショーにおいて、中国はそれまでの記録を破る 1,000機のドローン編隊による群化技術を実演した⁴⁷。中国メディアは、軍関係者の発言を引用し、この技術が小型ドローンによる群爆撃に応用できることを強調した⁴⁸。また、中国は太陽光エネルギーを利用した UAV の開発も進めている。これらの技術革新により航続時間を延ばした UAV の群れが AIにより自律し、現状変更を試みる空域を長時間占有し、中国の現状変更努力に貢献することは、考え得るシナリオである。日本がこのような UAV による飛行に対抗しなかった場合、中国による主権の主張を認めたことになりかねず、それ故、無人プラットフォームは有人機よりも主権に対する脅威となり得る可能性があるのである。

4 空域の安定に向けて (対領侵における要領変更の必要性)

(1) UAV 侵攻に対処するために考慮すべきこと

平時及びグレーゾーン事態において中国の実施する現状変更の試みに際し、日本及び米国が対抗する必要がある深刻な脅威は非従来型のプラットフォームを用いたサラミ戦術である。前述のような UAV による群化、長期滞空化、AI化の技術革新が進んだ場合、十分な準備をしていなければ現状維持側がリアクションを起こせない可能性がある。日本は、進化する UAV 技術に対抗するための対応策を検討しなくてはならない。

ア 識別

UAV に対するスクランブル任務を適切に実施するために考慮すべきいくつかの要点がある。まず国は、未知の UAV に適切に対処するために UAV

<http://www.scramble.nl/orbats/china/airforce> を参照。

⁴⁵ Mulvaney and Allen, *PLA Aerospace Power*, p. 22.

⁴⁶ Brimelow, “Chinese drones may soon swarm the market.”

⁴⁷ Elsa Kania, “Chinese Advances in Unmanned Systems and the Military Application of Artificial Intelligence—the PLA’s Trajectory towards Unmanned, ‘Intelligentized’ Warfare,” (testimony, U.S.-China Economic and Security Review Commission, Washington, DC, February 23, 2017), p. 10, http://www.uscc.gov/sites/default/files/Kania_Testimony.pdf.

⁴⁸ Ibid.

が確実に無人であることを確認する必要がある。この識別は特に平時及びグレーゾーン事態での対応時に重要となる。有人か無人かの識別方法の第一は、目視になるであろう。近年の UAV モデルはキャノピーが無いため比較的容易に識別ができる。又は、そのサイズにより、ある程度判別が可能である。しかし視覚による識別だけでは、近代化され特定のキャノピーを持たない新型航空機と UAV を識別するためには十分とは言えない。また、中国が現状の有人航空機を無人化し、遠隔操作することも考え得るオプションであり、識別要領を複雑化させる可能性がある。

さらに中国は民間のドローン市場を席捲しており、未確認機種の開発スピードは、加速することが予測される。結果として、日本だけでなく平時において Air Policing を実施する全ての国は、対象機が有人か無人かの確認方法を考慮することが重要となる。例えば、IR センサーの発達は著しく、機体内の人体を認識できるようになる可能性が高い。また、UAV の指揮統制シグナルを収集して、操縦信号により識別する方法も考えられる。1 分間で数マイルも飛行する航空機に対処する際に、対応を単純化することはこれまで以上に重要な要素となる。

イ 無力化

UAV による脅威を減殺するアプローチの一つは、通信信号を遮断又は中絶することで UAV を無効化(無誘導化)することである。これには電波妨害、GPS 妨害、ソフトウェア乗っ取り等を伴う。最後のソフトウェア乗っ取りは、悪性ドローンを効果的にハックし、コントロールできることから、とりわけ汎用性の高い対ドローン技術であると言われる⁴⁹。この技術は、UAV やドローンを撃ち落とすよりもエスカレーション・ラダーを引き上げるリスクが少ないことから柔軟性が高い。また、この種の機能は、小型無人機「群」に対処にも有効である可能性が高い。今後は、このような小型ドローンに対する技術の中、大型の UAV にも応用する必要がある。

領空侵犯した UAV に対処するためのもう一つの対応策は、その UAV を「捕獲」することである。PLA は複雑な電磁環境での作戦について注目しており、衛星信号による制御で運用される UAV がジャミングやハッキングといった妨害に極めて脆弱であることを懸念している⁵⁰。このような脆弱性に対する認識と対応策の検討状況から、PLA が自動操縦に注目し急速

⁴⁹ Jon Hegrans, "The Past, Present And Future Of Anti-Drone Tech," *Forbes*, January 26, 2018, <https://forbes.com/sites/forbestechcouncil/2018/01/26/the-past-present-and-future-of-anti-drone-tech/#757378a352d6>.

⁵⁰ Kania, "Chinese Advances in Unmanned Systems," p. 12.

に技術を進展させる可能性は高い⁵¹。「捕獲」という物理的な手法は、洗練はされていないが引き続き最後の手段として残ると思われる。大型の UAV を捉える方法はまだ十分に確立されていないが、可能性としては捕獲ネットやロボットアームの使用等が考えられる⁵²。重要なのは、UAV を致命的な被害なしに捕獲することで、平時やグレーゾーン事態において UAV 運航国との事態をエスカレートさせないことである。

ウ 協同

第三の対応策として、艦艇との協同が挙げられる。将来的に PLA 海軍は艦艇又は空母離陸型の UAV を保有する可能性がある⁵³。中国の艦艇離陸型 UAV 運用に適切に対応するためには、対領侵任務時における海保及び海自と空自による協同対処が必要となる。中国がその領有権を主張するため大量の漁船を尖閣諸島付近に指向させたように、UAV の大量指向は平時でも起こりうるシナリオであり、中国はそれを実現できる UAV「群化」技術を開発しつつある。30 大綱では、真に実効的な防衛力として「多次元統合防衛力」が示された。この要諦は、領域横断(クロス・ドメイン)作戦により、個別の領域における能力が劣勢でもこれを克服することであり、平素から事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとするためである。対領侵において新たな脅威に適切に対処するためにもクロス・ドメインでの対処要領を深化させる必要がある。

最近の対ドローン装備モデルは携帯型、地上配置型を問わず軽量かつ多彩な特徴を持つ⁵⁴。対領侵において空自が海保及び海自と連携し、海上から船員がそのような装置を使用して、艦艇から UAV を排除又は捕獲することは有効な手段として考えられる。また、ドローンの進歩が著しいのと同様に対ドローン装備の開発ペースも驚異的であり、1 年前の製品が時代

⁵¹ Ibid.

⁵² 例えば、「Open Works Engineering Skywall」の自動ドローン捕獲システムは、物理的にネットでドローンを捕獲し、パラシュートにより安全に地上まで降ろすことが可能。

⁵³ Kania, “Chinese Advances in Unmanned Systems,” p. 14.

⁵⁴ 例えば、最新の携帯型装置は数 kg ほどの重量しかなく、ドローンが使用している周波数を検知するパッシブ探知機能を持ち、周波数ホッピング制御のドローンも無効化する能力を持つ。この装置に一度捕まると、ドローンは旋回を開始し、ゆっくりとドリフトしながら着陸するか、操縦者の元に帰っていく。Todd South, “This new counter-drone weapon can take down advanced drone communications with less power, weight,” *Army Times*, July 16, 2018, <https://www.armytimes.com/news/your-army/2018/07/16/this-new-counter-drone-weapon-can-take-down-advanced-drone-communicators-with-less-power-weight/>.

遅れになる現状に鑑みて、調達及び更新要領についても早急に検討する必要がある。

(2) 対領侵及び警戒監視における UAV の使用検討

将来の脅威環境に備えて、対領侵の体制構造全体の見直しを検討することは重要である。対領侵及び警戒監視における UAV の使用は、監視の長時間化を可能とし、中国の UAV 運用による将来の非対称性に対抗することを可能にする。ここでは UAV を戦闘機の代替としてのみ考えるのではなく、警戒監視における ISR 機能、そして抑止効果を狙ったプレゼンス・オペレーションにおいて活用することも考慮する必要がある。現在、日本は対象機の識別や企図確認のために戦闘機運用に頼らざるを得ないが、UAV が十分なセンサーを有する場合は、それを対領侵の準備行動段階で機能させ得る可能性がある。対領侵における戦闘機と UAV の組み合わせによるハイブリッド体制も検討する価値がある。この UAV の使用は、対領侵及び警戒監視において日本が中国に対する戦略的な予測不能性を維持することにも貢献する。また、在空中時間の確保により東シナ海上空における日本のプレゼンス強化にもつながる。

勿論、UAV の対領侵における使用については、考慮すべき点がいくつかある。第一に、対象機をインターセプトし、識別、監視するのに十分な UAV のセンサーと機動性を考慮する必要がある。対象機よりも優速差を持つことが迅速なインターセプトには必要である。しかし、強力なエンジンは重くなり、燃料消費も激しく、長い滞空時間という UAV の長所を失う可能性がある。UAV は主に ISR 任務のために開発されてきており、費用対効果の高い戦闘機型 UAV を開発することは課題となる可能性がある。また、対処にあたる UAV が適切に領侵機に対して強制措置を講じることができるかという技術的課題も未知数である。第二に、UAV の対領侵における使用は、人的損耗が無くなる観点から中国やロシアによる先制攻撃のしきい値を下げる可能性がある。第三に、双方による UAV の使用においては、空中衝突のような事案が一方の練度不足によるか、若しくは偶発的に起こる可能性がある。第四に、前述のとおり UAV はその制御信号が妨害されると脆弱になり得る。従って UAV を恒常的に運用する上では、電子妨害に対する対策も検討する必要がある。

上記のような課題があるとしても、将来の対領侵及び警戒監視において UAV 使用を検討することは意味がある。遠くない将来、空自は現在対領侵に使用している戦闘機を退役させ、新しい装備品を導入する。それがどの

ようなプラットフォームになるのかは未定である。しかしながら、日本は対領侵を平時における抑止の一環として継続する必要がある。したがって、対領侵における UAV の使用を検討することは、長期的な選択肢の一つとして意義がある。

UAV を将来的に戦闘機の代替として使用するかどうかはさておき、まずは警戒監視の観点から試験的運用を始めることが先決である。米軍は無人機に関して既に数十年に及ぶ長い運用経験がある。中国も同じく UAV の運用に関して経験を積んできている。日本は経験を積み重ねることで、徐々に UAV 運用に係る専門性を高めていくための訓練を早急に開始する必要がある。このような漸進的なアプローチは、将来的に様々な任務に対応出来るハイスpekクな UAV を使用する場合の円滑な移行を促進することになる。日本は UAV 運用における重要な「文化」を理解し、自信を付けることが緊要である。

(3) 対領侵及び警戒監視における空中給油機の使用

戦略爆撃機が日本周辺の長距離飛行を企図する場合、その対処のために日本はかなりの数の戦闘機をスクランブル発進させる必要がある。戦略爆撃機の飛来は相当数あり、対領侵任務及び警戒監視における空中給油機の使用による在空時間確保を考慮することには意味がある。空中給油機の使用は、スクランブル回数を減らすことに繋がり、任務の有効性にも貢献する。爆撃機対処に限らず在空時間の確保は、プレゼンスの強化にも繋がり、さらには日本が中国、ロシアに対する運用上の戦略的予測不能性を保持することにも繋がる。

もちろん、これには長所と短所があり、スクランブル発進のタイミングや空中給油のための会合点の設定などミッション・プランニングを含む任務そのものを複雑にする可能性がある。また現在、空自は4機の KC-767 しか運用していない。防衛省は、前中期防衛力整備計画(2014年度から2018年度)の中で空中給油・輸送機を3機、現中期防衛力整備計画(2019年度から2023年度)の中で4機調達するとしている⁵⁵が、その数でもアラート待機のためには十分ではないかもしれない。また、アラート待機体制の確立には人員増加を含めた編成上の変更が必要となる。しかし、これらの考慮要素があったとしても、スクランブル実施時における空中給油機

⁵⁵ 「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)について」2013年12月17日、24頁；「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について」2018年12月18日、29頁。

の使用がもたらす大きな柔軟性と任務の有効性を考えれば、試験的運用を開始してみる価値はあると考える。

(4) 戦略的沈黙についての検討

「戦略的沈黙」は、ブレア元提督が提言する戦術であり、恐らく日本の戦略環境に適合するだろう。このような戦術は、ロシア機に対するスクランブル回数の削減に貢献するものとする。上述のように、ロシアの主な焦点は、東ではなく西を向いている。しかしながら、ロシアが日本海と太平洋への航空活動を減少させる特別な理由は見当たらない。従って、ロシア機に対するスクランブル回数を減らす努力は、限られた(対領侵の)資源しかない日本にとって肯定的な意味を持つことに留意する必要がある。また、最も重要なこととして、このような戦術によりロシアが日本の対領侵行動を予測できないようにすることで戦略的優位性を保持する必要がある。

他方、「戦略的沈黙」は中国には適用できない。中国の航空活動に対応しない場合、それは中国による主権の主張を認めたと捉えられかねない。中国の意図が「世界で最も力のある国」になるという壮大な野心のための既成事実作りと、そのための航空活動による太平洋への戦力投射であることは明らかである。残念ながら、日本は中国に対し絶えず自国の領空の主権を維持するという強い態度を示し続けるため、日本領空に指向する可能性のある全ての中国機に物理的に対処する必要がある。

(5) スクランブルのための前方飛行場

主権を守るための強い態度を示すために、空自の戦力を国境の最前線に配置することは対中戦略上、象徴的な意味がある。また、これは抑止力向上のためだけではなく、領空侵犯を防ぐための有効な対応を実施するためでもある。尖閣諸島までの距離が最も近い空自の戦闘機用飛行場は那覇であるが、それでもその距離は約 225NM ある。これに対して、下地島(宮古島近傍)から尖閣諸島は約 115NM の距離しかない⁵⁶。これは、スクランブル離陸した戦闘機が尖閣諸島周辺の彼我不明機に対処するための要撃時間を約半分に短縮できることを意味する。この時間短縮は、スクランブル発進させるか否かを決定するための指揮官に対する時間的余裕と選択肢の幅を作り出す。

⁵⁶ 『平成 29 年度版 日本の防衛』2017 年、345 頁。

この提案には、留意すべき点もある。まず、第一に防衛省はスクランブル任務のために兵装した戦闘機による下地島などの民間飛行場の使用に向けた法的又は政治的なハードルをクリアする必要がある。第二に、下地島は戦闘機運用のための後方物資供給システムが不十分であるため、特に燃料給油といった後方能力を考慮する必要がある。最後に、空自はその前方展開飛行場への追加の派遣クルーと航空機を用意する必要がある。また、この派遣部隊には基地警備要員、基地防空要員も考慮する必要がある。しかしながら、空自の各戦闘航空団が2~3カ月間の期間でこの前方展開任務に交代で参加するのであれば、それは各部隊の負担軽減につながる可能性がある。さらに言うと、那覇は引き続き尖閣諸島周辺の対領侵対処の主要基地として残るため、この前方展開飛行場は365日毎日運用する必要は無いのである。運用期間は、周辺情勢や後方支援能力を踏まえて、戦略的に決定することができる。

カーネギー国際平和財団のショフ氏は、新たな前方展開飛行場の運用について、日本が直面する政治的な難しさと後方支援問題に理解を示した上で、前方展開基地の大きな利点と比較すると、これらの問題は対処可能でなければならないと述べている⁵⁷。

5 結論

本稿では、日本周辺の航空安全保障環境の状況を紹介し、特に対領侵任務に関する日本の将来の備えについて検討してきた。対領侵の国別の対応要領としては、航空活動の裏にある中露の政治的動機の違いから、ロシアに対するいわゆる伝統的な対領侵と、中国の現状変更への試みに対抗するための対領侵は、切り分けて考える必要がある。特に本稿では、中国の平時又はグレーゾーンにおける現状変更への試みに対し、如何にエスカレーション・ラダーをマネジメントしながら対抗するかを重点的に考察し、能力の追加と多様化の重要性を強調してきた。

対領侵及び警戒監視における空中給油機の使用は、在空時間の延長とスクランブル回数削減によるミッション効率向上の観点から意義がある。また、対領侵及び警戒監視におけるUAVの使用は、監視時間の延長を図り、中国のUAV運用による将来の非対称性に対抗する策の一つになり得る。さらに、このような空中給油機とUAVの使用は、中国とロシアに対す

⁵⁷ ショフ氏、筆者によるインタビュー。

る戦略的予測不能性を日本が獲得することにも貢献する。

本稿ではまた、米国の専門家の提案として、スクランブル回数を減らすアプローチとスクランブル任務における戦略的優位性を維持するアプローチとして次の2点を紹介した。

(1) 対ロシア戦略上、「戦略的沈黙」はロシア機に対するスクランブル数の削減及び日本に対する戦略的予測不能性保持に寄与する可能性がある。

(2) 対中戦略上、スクランブル任務における下地島などの前方飛行場の使用は、スクランブル対応の有効性向上に寄与するとともに、主権を守る強い姿勢を示すことになる。

空自はこれまでそのセンサーとネットワーク、戦闘機、指揮統制システム、訓練された隊員により日本周辺の航空安全保障を担保してきた。しかし、今後日本は中国の航空活動活発化と UAV 使用による非対称性の増加という2つの変化要素にどのように対処するかについて、その戦略的優位性を保つのに十分な時間があるうちに検討しなければならない。センサー及び対処の多様化を図ることは、平時及びグレーゾーンのみならず有事における能力発揮にも重要であることは言うまでもない。

東シナ海上空での中国による新たなサラミスライスへの対応策を確立できなければ、太平洋上空でも同様の事象が生起する可能性が高い。すなわち、東シナ海上空での今後の対応は、対中戦略上の試金石となる可能性がある。日本と米国の戦略的優位性を確保するために、UAV に関連する将来のグレーゾーンの脅威にどのように対処するかについては、さらなる研究が行われるべきである。本稿は、新たな脅威に対応するため、日本がより良い準備をするための第一歩を提案するものである。